

令和3(2021)年度 第2回 栃木県生活交通対策協議会

日 時：令和3(2021)年9月9日(木)

14:00~16:20

会議形式：オンラインによるWeb会議

(栃木県庁本館6階大会議室1)

【次第】

1 開 会

2 あいさつ

3 講 演

【資料1】

「公共交通におけるDX推進

ー持続的な仕組み作りに向けたみちのりグループの取組紹介ー」

講師：株式会社みちのりホールディングス ディレクター

浅井 康太（あさい こうた）氏

4 議 題

(1) 協議事項

令和4(2022)年度栃木県生活バス路線の指定について

【資料2】

(2) その他

5 閉 会

<資料>

次第	令和3(2021)年度第2回栃木県生活交通対策協議会次第
要綱	栃木県生活交通対策協議会設置要綱
名簿	栃木県生活交通対策協議会委員名簿
資料1	講師プロフィール
資料2-1	令和4(2022)年度生活バス路線指定申請書【関東自動車(株)】
資料2-2	令和4(2022)年度生活バス路線指定申請書【ジェイアールバス関東(株)】
資料2-3	令和4(2022)年度生活バス路線指定申請書【日光交通(株)】
資料2-4	栃木県バス運行対策費補助金交付要領
資料2-5	栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

栃木県生活交通対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること（関係者（この号において、知事及び関係市町村長をいう。）間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。）。
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること（別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。）。
 - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
 - 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
 - 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
 - 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
 - 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
 - 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

栃木県生活交通対策協議会委員名簿

R3(2021).8.1現在

No.	所 属	役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部長	会 長
2	関東運輸局	自動車交通部長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	支局長	副会長
4	宇都宮市	総合政策部長	
5	足利市	生活環境部長	
6	栃木市	生活環境部長	
7	佐野市	市民生活部長	
8	鹿沼市	市民部長	
9	日光市	市民環境部長	
10	小山市	都市整備部長	
11	真岡市	総合政策部長	
12	大田原市	市民生活部長	
13	矢板市	総務部長	
14	那須塩原市	市民生活部長	
15	さくら市	総合政策部長	
16	那須烏山市	まちづくり課長	
17	下野市	市民生活部長	
18	上三川町	地域生活課長	
19	益子町	総務部長	
20	茂木町	企画課長	
21	市貝町	企画振興課長	
22	芳賀町	建設産業部長	
23	壬生町	総務部長	
24	野木町	産業建設部長	
25	塩谷町	企画調整課長	
26	高根沢町	地域安全課長	
27	那須町	ふるさと定住課長	
28	那珂川町	総務課長	
29	(一社)栃木県バス協会	専務理事	
30	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
31	関東自動車(株)	路線バス部部长	
32	ジェイアールバス関東(株)	取締役運輸営業部長	
33	日光交通(株)	専務取締役	
34	東武バス日光(株)	取締役運輸統括部長	
35	しおや交通(株)	代表取締役	
36	足利中央観光バス(株)	代表取締役	
37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会	議長	

講師 プロフィール

浅井 康太 (あさい こうた)

株式会社みちのりホールディングス ディレクター

【略歴】

2007 年

京都大学工学部工業化学科 卒業

2009 年

京都大学院工学研究科合成生物科学専攻 卒業

2009 年

株式会社日本総合研究所 創発戦略センター 入社

- 環境・エネルギー・モビリティ領域の研究、新規事業支援業に従事
- 自動運転のコンソーシアム (COSMOS) を立ち上げ

2015 年

WILLER ALLIANCE 株式会社入社

- 社長室にて新規事業企画を担当 (サイクルシェアリング事業)
- WILLER EXPRESS 株式会社 安全推進室長を兼務

2017 年

株式会社みちのりホールディングス入社

- グループ全体の CASE 領域の取組を推進

第1号様式(第3条関係)

2 関 営 第 1 6 2 号
令 和 3 年 7 月 2 0 日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5号
関 東 自 動 車 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 吉 田 元

令和4年度生活バス路線指定申請書

令和4年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする路線の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請番号	指定を受けようとする路線の概要					指定を受けようとする路線の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	第一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標	
		起点	主な経由地	終点											
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	宇都宮市日光市		39.1	365	4.8	378.1			あり	311人/日	
第2号	宇都宮駅・藤井・日光東照宮	宇都宮駅西口	藤井タウン	日光東照宮	宇都宮市日光市		41.1	365	1.6	136.0			あり	91人/日	
第3号	宇都宮駅・藤井・JR日光駅	宇都宮駅西口	藤井タウン	JR日光駅	宇都宮市日光市		38.8	124	0.3	26.8			あり	22人/日	
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	宇都宮駅西口	徳次郎	JR日光駅	宇都宮市日光市		36.8	124	0.6	47.5			あり	61人/日	
第5号	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	今市車庫	宇都宮市日光市		31.4	365	2.4	154.3			あり	217人/日	
第6号	宇都宮駅・藤井・今市車庫	宇都宮駅西口	藤井タウン	今市車庫	宇都宮市日光市		33.4	365	2.8	193.6			あり	169人/日	
第7号	宇都宮駅・船生	宇都宮駅西口	徳次郎	船生	宇都宮市日光市 塩谷町		30.9	365	7.1	439.8			あり	471人/日	
第8号	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	宇都宮駅西口	運転免許センター	楡木車庫	宇都宮市鹿沼市		21.3	365	4.7	204.3			あり	245人/日	
第9号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	宇都宮市鹿沼市		20.1	365	6.5	265.0			あり	368人/日	
第10号	駒生営業所・屋敷・上三川車庫	駒生営業所	屋敷運動場	上三川車庫前	宇都宮市上三川町		22.6	365	4.5	205.5			あり	317人/日	
第11号	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	駒生営業所	健康の森	上三川車庫前	宇都宮市上三川町		23.4	241	0.6	30.9			あり	23人/日	
第12号	駒生営業所・玉生車庫	駒生営業所	今里	玉生車庫	宇都宮市塩谷町		34.5	365	5.5	381.9			あり	482人/日	
第13号	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	宇都宮市		22.8	365	4.7	215.3			あり	326人/日	
第14号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原小学校	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市		20.9	365	4	170.0			あり	213人/日	
第15号	駒生営業所・本郷台西汗	駒生営業所	東高校	本郷台西汗	宇都宮市上三川町		21.6	365	5.4	235.7			あり	434人/日	
第16号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	西原車庫	ベルモール	真岡営業所	宇都宮市真岡市		29.2	365	11.3	664.8			あり	815人/日	
第17号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	宇都宮市芳賀町真岡市		31.3	365	4.5	287.0			あり	330人/日	
第18号	宇都宮東武・橋場・益子駅前	宇都宮東武	東高橋	益子駅前	宇都宮市・芳賀町市貝町・益子町		31.0	365	3.2	201.7			あり	319人/日	
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	宇都宮市・芳賀町市貝町・益子町		32.6	365	8.9	585.9			あり	611人/日	
第20号	氏家駅・馬頭車庫	氏家駅前	喜連川	馬頭車庫	さくら市那須烏山市那須川町		31.5	365	6.6	418.3			あり	266人/日	
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅東口	倉骨	馬頭車庫	那須塩原市大田原市那須川町		31.6	365	5.8	368.8			あり	408人/日	
第22号	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅東口	福祉大	五峰の湯	那須塩原市大田原市		23.2	365	5.1	237.5			あり	305人/日	
第23号	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	大田原市		22.5	361	6.4	290.4			あり	315人/日	
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅西口	黒磯駅	那須湯本温泉	那須塩原市那須町		24.4	365	18	878.4			あり	546人/日	
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	宇都宮駅東口	上野団地	岡本駅西口	宇都宮市		8.9	365	22.1	394.9			あり	420人/日	
第26号	宇都宮駅・石那田	宇都宮駅西口	徳次郎	石那田	宇都宮市		17.1	365	7	239.4			あり	327人/日	
第27号	宇都宮駅・仁良塚・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	仁良塚	ろまんちっく村	宇都宮市		12.9	365	9.4	243.1			あり	352人/日	
第28号	宇都宮駅・陽西中・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	陽西中学校前	ろまんちっく村	宇都宮市		12.1	365	0.8	21.7			あり	53人/日	
第29号	宇都宮駅・楡木車庫	宇都宮駅西口	上石川	楡木車庫	宇都宮市鹿沼市		16.7	365	3.4	115.4			あり	124人/日	
第30号	宇都宮駅・文教・石橋駅	宇都宮駅西口	文教	石橋駅	宇都宮市下野市		16.7	361	4.2	142.2			あり	353人/日	
第31号	駒生営業所・健康の森・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	健康の森	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市		23.8	241	0.3	15.7			あり	11人/日	
第32号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	上宝井	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市		23.0	365	2.4	113.0			あり	179人/日	
第33号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	宇都宮駅東口	中平出	柳田車庫	宇都宮市		6.3	361	1.7	22.5			あり	57人/日	
第34号	宇都宮駅東口・ベルモール・柳田車庫	宇都宮駅東口	ベルモール	柳田車庫	宇都宮市真岡市		7.2	361	1.7	25.7			あり	73人/日	
第35号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	駒生営業所	インター南	上三川車庫前	宇都宮市上三川町		26.9	361	2.1	117.5			あり	94人/日	
第36号	駒生営業所・東汗	駒生営業所	東高校	東汗	宇都宮市上三川町		18.7	365	3.6	136.8			あり	268人/日	
第37号	駒生営業所・瑞穂野団地	駒生営業所	東高校	瑞穂野団地	宇都宮市		15.0	365	8.0	242.8			あり	495人/日	
第38号	宝木団地・白沢河原	宝木団地	前原	白沢河原	宇都宮市		17.4	365	9.5	332.8			あり	711人/日	
第39号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	宝木団地	奈坪台中央	白沢河原	宇都宮市		18.7	365	1.5	56.1			あり	92人/日	
第40号	細谷車庫・白沢河原	細谷車庫	前原	白沢河原	宇都宮市		16.5	365	6.6	218.7			あり	479人/日	
第41号	宇都宮駅・旭陵・今宮・雀宮	宇都宮駅西口	旭陵	雀宮	宇都宮市		10.2	365	4.0	81.6			あり	73人/日	
第42号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	宇都宮駅西口	越戸	柳田車庫	宇都宮市		7.0	241	0.6	9.2			あり	45人/日	
第43号	宇都宮駅・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	宇商高	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		5.2	365	7.9	82.2			あり	205人/日	
第44号	宇都宮駅・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		6.2	291	1.1	14.1			あり	30人/日	
第45号	宇都宮駅・西端町・宝木団地	宇都宮駅西口	西端町	宝木団地	宇都宮市		7.5	361	5.7	86.1			あり	149人/日	
第46号	宇都宮駅・県庁・市役所・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	県庁舎前	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.9	365	9.2	54.8			あり	138人/日	
第47号	宇都宮駅・市役所・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	オリオン通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.8	124	0.4	2.4			あり	4人/日	
第48号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口	宇都宮市		8.1	365	9.2	150.5			あり	121人/日	
第49号	宇都宮駅・西の宮団地	宇都宮駅西口	三の沢	西の宮団地	宇都宮市		7.0	365	5.9	84.4			あり	176人/日	
第50号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.8	291	7.5	42.3			あり	93人/日	

別紙2のとおり

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要					指定を受けようとする路線の運行計画								
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由 する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の場合の広域 的な移動需要への対応状況	他の公共交通との ネットワーク状況	需要への 対応	具体的な 数値目標
		起点	主な経由地	終点										
第51号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市	別紙2のとおり	2.7	50	0.1	0.7	宇都宮駅	宇都宮駅	あり	3人/日
第52号	西原車庫・真岡営業所	西原車庫	石法寺	真岡営業所	宇都宮市 真岡市		27.6	365	3.8	212.3	宇都宮駅 東武宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮駅 宇都宮駅	あり	340人/日
第53号	宇都宮東武・海星学院	宇都宮東武	宇都宮大学	海星学院	宇都宮市		11.1	295	1.2	26.7	宇都宮駅 東武宇都宮駅	宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	169人/日
第54号	西原車庫・宇大前・ベルモール・海星学院	西原車庫	宇都宮大学	ベルモール	宇都宮市		8.5	365	9.3	158.2	宇都宮駅 東武宇都宮駅 ベルモール	宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	187人/日
第55号	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	宇都宮駅東口	ベルモール	海星学院	宇都宮市		10.9	361	2.8	61.6	宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	102人/日
第56号	宇都宮駅東口・陽東三丁目・岡本駅東口	宇都宮駅東口	平出工業団地	JR岡本駅	宇都宮市		8.0	241	0.6	10.5	宇都宮駅 岡本駅	宇都宮駅 岡本駅	あり	11人/日
第57号	氏家駅前・フィオーレ喜連川・びゅうフォレスト北	氏家駅前	喜連川	びゅうフォレスト北	さくら市		15.2	365	3.0	91.2	氏家駅	氏家駅 上河内地域路線バス	あり	49人/日
第58号	西那須野駅・一本松・大田原中学校前	西那須野駅東口	トコトコ大田原	大田原中学校前	那須塩原市 大田原市		6.8	291	2.4	33.2		西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	46人/日
第59号	西那須野駅・福祉大・黒羽郵便局	西那須野駅東口	福祉大	黒羽郵便局前	那須塩原市 大田原市		15.5	365	4.1	127.1		西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	142人/日
第60号	西那須野駅・赤十字・黒羽郵便局	西那須野駅東口	那須赤十字	黒羽郵便局前	那須塩原市 大田原市		20.3	291	0.3	16.1		西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	14人/日
第61号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	西那須野駅東口	那須赤十字	五峰の湯	那須塩原市 大田原市		28.0	291	0.3	22.3		西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	20人/日
第62号	西那須野駅・国際医療福祉大	西那須野駅東口	トコトコ大田原	国際医療福祉大前	那須塩原市 大田原市		9.6	361	4.9	95.0		西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	137人/日
第63号	西那須野駅・大高前・那須赤十字病院	西那須野駅東口	大高前	那須赤十字病院	那須塩原市 大田原市		5.5	291	4.5	49.6		西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	51人/日
第64号	大田原市役所・福祉大・黒羽郵便局	大田原市役所	福祉大	黒羽郵便局前	大田原市		14.8	291	0.3	11.7	国際医療福祉大	大田原市営バス	あり	10人/日
第65号	黒田原駅前・芦野・伊王野	黒田原駅前	芦野	上町(伊王野)	那須町		10.6	365	4.0	85.2	黒田原駅	黒田原駅 那須町町営バス	あり	41人/日
第66号	那須塩原駅・黒磯駅・戸田・板室温泉	那須塩原駅西口	戸田	板室温泉	那須塩原市		26.3	365	4.6	244.1	那須塩原駅 黒磯駅	那須塩原駅 宇都宮駅 那須塩原市地域バス	あり	146人/日
第67号	宇都宮駅東口・東峰町・宇都宮駅東口	宇都宮駅東口	東峰町	宇都宮駅東口	宇都宮市		10.6	365	4.0	21.2	宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	8人/日
第68号	駒生営業所・越戸・平出工業団地	駒生営業所	越戸	平出工業団地	宇都宮市		12.4	241	1.3	32.7	宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	50人/日
第69号	宇都宮東武・越戸・柳田車庫	宇都宮東武	越戸	柳田車庫	宇都宮市		8.8	241	0.6	11.6	宇都宮駅 東武宇都宮駅	宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	30人/日
第70号	宇都宮東武・宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	宇都宮東武	中平出	柳田車庫	宇都宮市		10.6	241	0.3	6.9	宇都宮駅 東武宇都宮駅	宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	15人/日
第71号	宇都宮駅東口・岡本駅西口・和久	宇都宮駅東口	越戸	和久	宇都宮市		11.7	361	1.9	46.2	宇都宮駅 岡本駅	宇都宮駅 岡本駅	あり	50人/日

【主な利用者及び運行目的】

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	
第2号	宇都宮駅・篠井・日光東照宮	
第3号	宇都宮駅・篠井・JR日光駅	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市・日光)までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・日光市立野口小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	
第5号	宇都宮駅・今市車庫	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市・日光)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 3. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・日光市立野口小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第6号	宇都宮駅・篠井・今市車庫	
第7号	宇都宮駅・船生	1. 日光街道・船生街道沿線に住まう宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第8号	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	1. 楡木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 運転免許センター来訪者のため
第9号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	1. 大谷街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・鹿沼)・東武駅(宇都宮・新鹿沼)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立鹿沼東高校までの通学のため 3. 鹿沼市内の旧厚生年金福祉施設(ニューサンピア栃木)への来訪者のため
第10号	駒生営業所・屋板・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第11号	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第12号	駒生営業所・玉生車庫	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第13号	駒生営業所・田原・今里	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第14号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第15号	駒生営業所・本郷台西汗	1. 蓼沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・宇都宮東高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第16号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第17号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第18号	宇都宮東武・橋場・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第20号	氏家駅・馬頭車庫	1. 氏家駅へのアクセスのため 2. さくら清修高校・馬頭高校への通学のため
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	1. 那珂川町内から西那須野駅へのアクセスのため 2. 馬頭高校・大田原女子高校への通学のため
第22号	西那須野駅・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため
第23号	大田原市役所・五峰の湯	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1. 那須街道沿線住民の黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 観光二次交通のため
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第26号	宇都宮駅・石那田	1. 日光街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 3. 宇都宮市内中心部の高校・県立富屋特別支援学校までの通学のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第27号	宇都宮駅・仁良塚・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ろまんちっく村への来訪者のため
第28号	宇都宮駅・陽西中・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ろまんちっく村への来訪者のため
第29号	宇都宮駅・榎木車庫	1. 榎木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第30号	宇都宮駅・文教・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため
第31号	駒生営業所・健康の森・宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校（特に、宝井地区）までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第32号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校（特に、宝井地区）までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第33号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	1. 旧柳田街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・産業技術大学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第34号	宇都宮駅東口・ベルモール・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ベルモールへの来訪者のため
第35号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 宇都宮市・上三川町からインターパークへの来訪者のため
第36号	駒生営業所・東汗	1. 蓼沼街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第37号	駒生営業所・瑞穂野団地	1. 瑞穂野団地地区から中心市街地への通勤・通院のため 2. 瑞穂野地区及び中心市街地から東高校や作新学院への通学
第38号	宝木団地・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第39号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	1. 白沢街道沿線及び奈坪台団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第40号	細谷車庫・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第41号	宇都宮駅・旭陵・今宮・雀宮駅	1. 今宮地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・雀宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部または雀宮駅周辺の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第42号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第43号	宇都宮駅・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第44号	宇都宮駅・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第45号	宇都宮駅・西端田・宝木団地	1. 若草・戸祭地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. とちぎ福祉プラザ等の沿線公共施設への来訪者のため
第46号	宇都宮駅・県庁・市役所・宇都宮市内循環線	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第47号	宇都宮駅・市役所・宇都宮市内循環線	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第48号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	1. さつき団地に住まう市民の雀宮駅及び西川田駅への通勤・買物のため 2. 沿線の地域医療機構うつのみや病院または雀宮駅・西川田駅から鉄道に乗り換え、他エリアの病院への通院のため
第49号	宇都宮駅・西の宮団地	1. 西の宮団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第50号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第51号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第52号	西原車庫・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第53号	宇都宮東武・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため
第54号	西原車庫・宇大前・ベルモール	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第55号	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第56号	宇都宮駅東口・陽東三丁目・岡本駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 平出工業団地へのアクセスのため
第57号	氏家駅前・フィオーレ喜連川・びゅうフォレスト北	1. 氏家駅へのアクセスのため
第58号	西那須野駅・一本松・大田原中学校前	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第59号	西那須野駅・福祉大・黒羽郵便局	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第60号	西那須野駅・赤十字・黒羽郵便局	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第61号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 4. 那須赤十字病院への通院のため
第62号	西那須野駅・国際医療福祉大	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学への通学のため
第63号	西那須野駅・大高前・那須赤十字病院	1. 那須赤十字病院への通院・来訪者のため
第64号	大田原市役所・福祉大・黒羽郵便局	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第65号	黒田原駅前・芦野・伊王野	1. 那須高校への通学のため 2. 伊王野地区から黒田原駅へのアクセスのため
第66号	那須塩原駅・黒磯駅・戸田・板室温泉	1. 戸田・青木付近からの黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 板室温泉利用者のため
第67号	宇都宮駅東口・東峰町・宇都宮駅東口	1. 東峰・卸団地地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第68号	駒生営業所・越戸・平出工業団地	1. 宇都宮市中心市街地から平出工業団地への通勤・来訪者のため 2. 越戸地区・中心市街地から作新学院への通学のため
第69号	宇都宮東武・越戸・柳田車庫	1. 越戸・柳田地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第70号	宇都宮東武・宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	1. 越戸・柳田地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第71号	宇都宮駅東口・岡本駅西口・和久	1. 岡本・和久地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び
代表者名

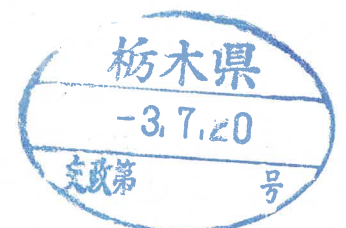
ジェイアールバス関東株式会社
代表取締役 中村 泰之

令和 4 年度生活バス路線指定申請書

令和 4 年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請 番号	指定を受けようとする系統の概要			指定を受けようとする系統の運行計画										
	運行系統名	運行系統		当該系統が経 由する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況 国際医療福祉大学病院・ 那須清峰高校・那須拓陽 高校・ヨークベニマル・ イオンタウン	他の公共交通との ネットワークの状況 西那須野駅・那須塩原市 営バス塩原・上三依線	需要への対応	具体的な数値目標	
		起点	主な経由地											終点
第1号	塩原本線	西那須野駅	関谷宿	塩原温泉 バスター ミナル	那須塩原市	通勤・通学・買い物等	21.8	365	10.6	169258.5	国際医療福祉大学病院・ 那須清峰高校・那須拓陽 高校・ヨークベニマル・ イオンタウン	西那須野駅・那須塩原市 営バス塩原・上三依線	あり	増収額1%
第2号														
第3号														
第4号														
第5号														
第6号														
第7号														
第8号														
第9号														
第10号														

日夕補第2102号
令和 3 年 7 月 20 日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び 日光交通株式会社
代表者名 取締役社長 渡辺 剛志

令和4(2022)年度生活バス路線指定申請書

令和4(2022)年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請番号	指定を受けようとする系統の概要										指定を受けようとする系統の運行計画				
	運行系統名	運行系統		当該系統が經由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	集車走行キロ(km)	単一市町村内運行の場合一地域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標		
		起点	主な経由地											終点	
第1号	鬼怒川線(ワールド経由イオン終点)	鬼怒川温泉駅	東武ワールドスクウェア・下今市駅	イオン今市	日光市	高齢者の通院や買い物、小学生の通学等のため	17.9	365	5.5	67,250.3	日光医療センター 今市病院 森病院 大森小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・大渡線・温泉線・下小林線・下今市線	あり	103人/日	
第2号	鬼怒川線(直通イオン終点)	鬼怒川温泉駅	JR今市駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い物、小学生の通学等のため	15.1	365	2.5	28,690.0	日光医療センター 今市病院 森病院 大森小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・大渡線・温泉線・下小林線・下今市線	あり	44人/日	
第3号	鬼怒川線(直通イオン終点)	鬼怒川温泉駅	下今市駅	イオン今市	日光市	高齢者の通院や買い物、小学生の通学等のため	17.5	365	1.5	23,677.5	日光医療センター 今市病院 森病院 大森小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・大渡線・温泉線・下小林線・下今市線	あり	36人/日	
第4号	鬼怒川線(ワールド経由下今市駅終点)	鬼怒川温泉駅	東武ワールドスクウェア・JR今市駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い物、小学生の通学等のため	15.5	365	1.0	11,315.0	日光医療センター 今市病院 森病院 大森小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・大渡線・温泉線・下小林線・下今市線	あり	17人/日	
第5号															
第6号															
第7号															
第8号															
第9号															
第10号															

栃木県バス運行対策費補助金交付要領（改正案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第 7 条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね 20 キロメートルを超えるもの
 - イ 1 日当たりの運行回数がおおむね 3 回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの
- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

- (9) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間で平均して得られた額をいう。
- (10) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (11) キロ当たり補助対象経常費用 第9号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (12) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (14) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。
- (15) 国庫補助対象経費の額 国庫補助金交付要綱第6条の規定により算出した補助対象経費の額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

(1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。

2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、前項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 バス運行対策費補助金

（補助対象系統）

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- (2) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの
- (3) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの
- (4) 国庫補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたもの
- (5) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの
- (6) 経常収益が経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの
- (7) 国庫補助金交付要綱第12条に基づく国の補助対象系統であるもの
(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人をを超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程－競合区間に係るキロ程

当該生活バス路線の総キロ程

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前2項により算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、前2項の規定にかかわらず、当該国庫補助対象経費の額を限度とする。ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の1/2について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県バス運行対策費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第3号の3様式による市町村負担額（第6条第6号後段及び第8条第3項の規定により市町村負担が生じるものに限る。）
- (4) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第 1 1 条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第 4 号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第 1 2 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 1 / 2 に相当する額以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第 1 3 条 知事は、第 1 0 条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第 1 4 条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に国及び県等からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

第 1 5 条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第 1 6 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第 1 7 条 規則第 1 1 条から第 1 5 条までの規定は適用除外とする。

第 3 章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第 1 8 条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

2 特定課題系統の選定は、1 回の選定において 1 乗合バス事業者につき 1 系統を原則とする。

3 知事は、第 1 項の選定を行った日が属する会計年度から起算して 3 年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

第 1 9 条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第 5 号様式による改善計画承認申請書に第 5 号の 2 様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の 4 月末日までに、知事に提出するものとする。

3 第 1 項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第 5 号の 3 様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前 2 項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

- (1) 計画に記載した取組内容の妥当性

(2) 収支目標の適切性

5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。
(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
- (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
- (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
- (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。
(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。
(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

- (1) $\{ (\text{特定課題系統キロ当たり経常収益} - \text{基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益}) + (\text{基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用} - \text{キロ当たり補助対象経常費用}) \} \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$
- (2) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

2 第8条第1項また書及び同条第2項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 第6号様式による実績報告書
(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。

2 特定課題系統について、第10条の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

- (1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。
- (2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。
(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成13年11月30日交第99号)

1 この要領は、平成13年度から適用する

ただし、平成13年度の補助対象期間のうち、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの期間については「栃木県バス路線維持費補助金交付要領」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度において、補助金交付申請に係る第7条及び第14条中「11月15日まで」とあるのは「12月18日まで」とする。

附 則 (平成14年9月19日交第69号)

この要領は、平成14年度から適用する。

附 則 (平成15年10月21日交第102号)

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月16日交第88号)

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年7月21日交第75号)

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年6月26日交第53号)

この要領は、平成18年度から適用する。

附 則 (平成19年7月10日交政第128号)

1 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 (平成21年3月27日交政第237号)

この要領は、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年6月1日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から適用する。ただし、平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月10日)

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則 (令和3年 月 日)

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用し、令和3年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

改正箇所

栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（改正案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和 47 年栃木県告示第 354 号。以下「告示」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第 7 条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね 20 キロメートルを超えるもの
 - イ 1 日当たりの運行回数がおおむね 3 回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの
- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交

付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。

- (9) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (10) キロ当たり補助対象経常費用 第8号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (11) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (12) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

- 2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。
- 3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

- 2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
 - (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、同項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 生活バス路線維持費補助金

（補助対象系統）

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（平成13年11月30日交第99号）の補助対象外のもの
- (2) 1日当たりの運行回数が10回以下のもの

- (3) 平均乗車密度が2人以上15人以下のもの
- (4) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常費用に達していないもの
- (5) 経常収益が補助対象経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の11/20に相当する額に達するもの
(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。
(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県生活バス路線維持費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。ただし、単一の市町村内を運行する系統のうち平均乗車密度が5人未満の系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額に、当該平均乗車密度を5で除した数値を乗じた額以内の額で、知事が定める額とする。なお、県と協調して関係市町村が補助する額（第6条第5号の額を除く。）を上限とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に県及び市町村からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の

属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者はその旨を通知するものとする。

2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。

3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。

3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

- (1) 計画に記載した取組内容の妥当性
- (2) 収支目標の適切性

5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
- (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
- (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
- (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間(改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。)の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用

する。

(1) $\{ (\text{特定課題系統キロ当たり経常収益} - \text{基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益}) + (\text{基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用} - \text{キロ当たり補助対象経常費用}) \} \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$

(2) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

2 第8条また書の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。なお、第12条ただし書の規定は、本項の補助金の交付額について準用する。

2 特定課題系統について、第10条第1項の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

(1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。

(2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成14年3月12日交第153号)

1 この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成13年度の補助対象期間は、平成13年4月1日から平成13年9月30日までの6か月間とする。

2 平成13年度については、第6条中「11月15日まで」とあるのは「3月27日まで」とする。

3 平成13年度については、第9条中「会計年度の2月20日まで」とあるのは「平成14年4月15日まで」とする。

4 この要領は、3年後に見直しを行うものとする。

5 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成19年3月29日交第209号)

1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。

2 この要領は、平成22年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年3月27日交政第238号)

1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成22年4月21日)

1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成23年9月12日)

1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年3月28日）

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成30年6月12日）

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月10日）

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則（令和3年 月 日）

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用し、令和3年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

改正箇所